

## 技能講習コース一覧

### 【高所作業車運転(高さ無制限)】

コース	日数	受講資格
Aコース	2日 (12H)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動式クレーン運転士免許</li> <li>・小型移動式クレーン運転技能講習</li> </ul>
Bコース	2日 (14H)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許</li> <li>・建設業法施行令第二十七条の三に規定する建設機械施行技術検定に合格した者</li> <li>・フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者</li> </ul>
Cコース	3日 (17H)	上記資格該当なし <b>※講習日程とは別に3時間の講習が必要になりますので、お電話でご連絡ください。TEL03-6914-9674</b>

### 【小型移動式クレーン運転(5t未満)】

コース	日数	受講資格
Aコース	3日 (17H)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン・デリック運転士免許</li> <li>・揚貨装置運転士免許</li> <li>・床上操作式クレーン運転技能講習</li> <li>・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第一号)第六条の規定による改正前のクレーン等安全規則第二百二十三条に規定するクレーン運転士免許又は同令第二百三十五条に規定するデリック運転士免許を受けた者</li> <li>・玉掛け技能講習</li> <li>・旧クレーン則第二百三十五条に規定するデリック運転士免許</li> </ul>
Bコース	3日 (17H)	一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第二種若しくは第六種の種別に該当するものに合格した者
Cコース	2日 (14H)	Aコース・Bコース共に該当資格を有するもの
免除なし	3日 (20H)	上記資格該当なし

### 【玉掛け】

コース	日数	受講資格
Aコース	3日 (16H)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン・デリック運転士免許</li> <li>・移動式クレーン運転士免許</li> <li>・揚貨装置運転士免許</li> <li>・床上操作式クレーン運転技能講習</li> <li>・小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第一号)第六条の規定による改正前のクレーン等安全規則第二百二十三条に規定するクレーン運転士免許又は同令第二百三十五条に規定するデリック運転士免許を受けた者</li> </ul>
Bコース (免除なし)	3日 (19H)	上記資格該当なし

※免除コースの方は該当する免除資格の写しをお申し込みの際に併せて添付してください。(資格証等)